

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト

調達管理番号：22a00210

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等へ実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年7月27日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年7月27日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年10月～2027年10月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第一期：2022年10月～2023年6月

第二期：2023年7月～2025年6月

第三期：2025年7月～2027年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

本契約のうち、契約履行期間が12ヶ月を超える期については、前金払の上限額を制限します。

具体的には、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第二期

1) 第1回(契約締結後)： 契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)： 契約金額の20%を限度とする。

第三期

- 1) 第1回（契約締結後）： 契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）： 契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）： 契約金額の6%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課  
 電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)、  
 担当者メールアドレス：[Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp](mailto:Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年8月2日 12時
2	質問への回答	2022年8月5日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年8月19日 12時
5	プレゼンテーション	2022年8月23日10時～12時30分
6	評価結果の通知日	2022年8月30日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

#### 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
 「ネパール国森林保全を通じた気候変動適応策プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00489）の受注者（合同会社適材適所）とそ

## の業務従事者

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第3章 2.業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」  
「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口  
([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ネパール国持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ネパールはヒマラヤ山脈に位置し、海拔 60m の平野部から、中山間地帯、山岳地帯、そして 5000m 以上のヒマラヤ・高山地帯まで起伏に富んだ地形を有し、それに伴う多様な気候や植生を有する。その一方で、地理的特徴から洪水や土砂災害等の自然災害が多発する国である。同国では人口の約 4 割が農村地域に居住し（Central Bureau of Statistics, 2021）、その中でも先住民や低カースト層を含む貧困層の多くは農村部の森林周辺で、家畜飼料や薪炭などの生活資材や収入源を森林に依存した生活を営んでいる（National Planning Commission, 2021）。人口増加や開発事業等に伴う無秩序な伐採、過剰な森林資源利用、土地利用の変更等によって森林面積は歴史的に減少を続け、1994 年には森林被覆率は 29%まで下がったが（Ministry of Forests and Environment, 2019）、社会林業などを通じた植林・森林保全活動の実施により、2020 年には約 41%まで改善してきている（国連食糧農業機関, 2020）。

しかしながら、人口流入が続く平野部等では森林減少・劣化が依然として継続している地域も存在しており、これまでの森林減少・劣化によって森林の有する水源涵養や土壌保全、防災・減災等の多面的機能（森林生態系サービス）が低減してきたこともあり、自然災害や水不足、農作物の収量低下等の要因にもなっている。そのため更なる持続的な森林保全・管理への取り組みを通じた森林生態系サービス及び住民のレジリエンス強化が求められている。

また同国はすでに平均 1.0℃以上の気温上昇や降雨パターンの変化を経験する等（World Bank, 2022）、気候変動の影響を大きく受けてきている。加えて、近年大規模洪水や地滑り等の気候由来の自然災害が頻発しており、Global Climate Risk Index（2021）で同国は世界で 9 番目に気候リスクに対して脆弱な国に位置づけられている（2000-2019 年間平均）。同国の気候変動シナリオ分析（Ministry of Forests and Environment, 2019）によれば、この傾向は今後も継続し、また異常気象の頻発化も予見されていることから、避けられない気候変動の悪影響を最小限に抑える気候変動適応策の普及促進は喫緊の課題である。

こうした状況に対し、ネパール政府森林環境省（Ministry of Forests and Environment。以下「MoFE」という。）は森林セクター戦略（2016-2025）及び国家森林政策（2019）において、緩和策に加え、森林や生物多様性の保全・再生・持続的利用や持続的管理による森林生態系サービスの向上、持続的流域管理等を通じた気候変動へのレジリエンス強化等、適応策の普及を掲げている。また気候変動セクターにおいては、2010年に「国別適応行動計画」（National Adaptation Plan of Action: NAPA）を、翌2011年には「地方適応行動計画にかかる国家フレームワーク」（Local Adaptation Plan of Action: LAPA）を相次いで策定し、適応策への取り組みを開始している。更に同省は2016年以降、パリ協定批准に基づく「国家適応計画」（National Adaptation Plan: NAP, 2021）や「自国が決定する貢献」（Nationally Determined Contributions: NDC, 2016, 2020）、国家気候変動政策（National Climate Change Policy: NCCP, 2019）を策定する等、援助機関の支援を受けながら積極的に気候変動適応策に取り組んできており、中でも森林・生物多様性・流域保全セクターは優先度の高いセクターと位置づけ、同セクターにおける取り組みを通じた気候変動対策の普及促進を目指している。

しかしながら、2015年に施行された新憲法に基づく連邦制へ移行する中で、これらの政策実施を州や地方レベルで推進するための技術的な政策ツール（ガイドラインやマニュアル等）の整備が十分に追い付いていないことや、また既存の政策ツールも州や地方レベルに展開・普及されていないことが政策の実施阻害要因となっている。加えて、森林セクターにおける適応策普及を担う政府機関（MoFE等）職員や地域住民の気候変動（特に適応策）にかかる知識や、現場レベルでの森林管理を通じた適応策の実践経験等が不足しており、政策が十分に実施されていない。

かかる状況を踏まえネパール政府は、森林管理・保全を通じた適応策の普及促進を図るべく、我が国に対し技術協力による支援を要請した。発注者は、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために2021年11月～2022年3月にかけて基本計画策定調査を実施し、プロジェクトの枠組みについて合意し、今般実施の運びとなったものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト名：ネパール国「持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト」
- (2) 上位目標：持続的森林管理を通じた気候変動適応策を普及するための政策実施が推進される。
- (3) プロジェクト目標：持続的森林管理を通じた気候変動適応策の普及を所管する政府機関の組織的能力が、国と地方レベルで強化される。
- (4) 期待される成果  
成果 1.1：持続的森林管理を通じた気候変動適応策を普及するための政策ツール（ガイドライン、マニュアル等）が策定・更新される。

成果 1.2：成果 1.1 の活動に携わる政府職員の気候変動適応策普及にかかる能力が強化される。

成果 2.1：ガンダキ州での現地活動を通じて、地方レベルでの持続的森林管理を通じた気候変動適応策促進させるためのグッドプラクティスと教訓が抽出される。

成果 2.2：成果 2.1 の活動に携わる政府職員及び地域住民の現場デモンストレーション活動の実践にかかる能力が強化される。

## (5) 活動の概要

詳細な活動計画は本プロジェクト開始後の詳細計画策定フェーズで決定するが、現段階での暫定案としては以下のとおり。なお、Project Design Matrix（以下、「PDM」という）については、活動の進捗に伴い、今後改定される可能性もあり、改定された場合は改定後の PDM に基づき、プロジェクトを実施する。

### 【成果 1.1 のための活動】

- 活動 1.1.1 MoFE の気候変動及び森林・流域管理関連の既存政策・施策等をレビュー
- 活動 1.1.2 取り組むべき政策・施策等のギャップの特定と優先順位付け
- 活動 1.1.3 持続的森林管理を通じた気候変動適応策普及のための政策ツール案を作成
- 活動 1.1.4 政策ツールの最終化に向けたマルチステークホルダーとのコンサルテーションを実施
- 活動 1.1.5 政策ツールの実施状況にかかるモニタリング・評価の実施
- 活動 1.1.6 必要に応じて、活動 1.1.5（及び活動 2.1.8）から得られるフィードバックを参考に、政策ツールを修正
- 活動 1.1.7 持続的森林管理を通じた気候変動適応策に関連する新たな課題への取り組みを支援

### 【成果 1.2 のための活動】

- 活動 1.2.1 成果 1.1 の活動に携わる MoFE 等の政府職員を対象とする気候変動適応策普及にかかる各種研修計画を立案
- 活動 1.2.2 活動 1.2.1 で作成した計画に基づき、各種研修を実施
- 活動 1.2.3 活動 1.2.2 で実施される研修のモニタリング・評価を実施

### 【成果 2.1 のための活動】

- 活動 2.1.1 森林生態系を活用した気候変動適応策の現場デモンストレーション活動のサイト選定にかかる選定基準や手順等を検討・最終化
- 活動 2.1.2 候補サイト及び対象コミュニティを選定
- 活動 2.1.3 選定された候補サイトの現場視察及びコミュニティとの現場活動実施にかかるコンサルテーションを実施
- 活動 2.1.4 ガンダキ州森林環境土壌保全省（Gandaki Provincial Ministry of Forest, Environment and Soil Conservation）。以下、

「GPMoFESC」という。)及びその他地方自治体関係者との  
コンサルテーションを通じ、現場レベルでの活動実施支援・  
調整メカニズムを構築

- 活動 2.1.5 選定した対象サイトでベースライン調査を実施
- 活動 2.1.6 コミュニティにおける森林生態系を活用した気候変動適応策  
の現場デモンストレーション活動の活動計画作りを支援
- 活動 2.1.7 コミュニティにおける森林生態系を活用した気候変動適応策  
の現場デモンストレーション活動の活動実施を支援
- 活動 2.1.8 コミュニティにおける森林生態系を活用した気候変動適応策  
の実践にかかるグッドプラクティスや教訓を取りまとめるた  
め、活動のモニタリング・評価を実施

#### 【成果 2.2 のための活動】

- 活動 2.2.1 成果 2.1 に関わる GPMoFESC 等の政府職員を対象とする森  
林生態系を活用した気候変動適応策にかかる各種技術研修の  
計画を立案
- 活動 2.2.2 成果 2.1 に関わるコミュニティの住民（特に女性や低カー  
スト層、先住民、貧困世帯）に対する各種実地研修計画を立案
- 活動 2.2.3 活動 2.2.1 で作成した計画に基づき、現場デモンストレー  
ション活動に参加する関連政府職員に対して各種技術研修を  
実施
- 活動 2.2.4 活動 2.2.2 で作成した計画に基づき、対象地のコミュニ  
ティ住民を対象に、森林生態系を活用した気候変動適応策及び  
生計向上策の実践に必要な実地研修を実施
- 活動 2.2.5 成果 2.2 で実施される各種研修のモニタリング・  
評価を実施

#### (6) 対象地域

政策実施支援：カトマンズ市

現場活動支援：ガンダキ州内パイロットサイト\*

(\*なお、現場デモンストレーション活動を実施するパイロットサイトはプロ  
ジェクト開始後にネパール側と協議の上で決定するものとする)

#### (7) 関係省庁・機関

中央レベル：連邦森林環境省 (MoFE)

州レベル：ガンダキ州森林環境土壌保全省 (GPMoFESC)

#### (8) 協力期間

2022年10月～2027年10月（計60か月）を予定

### 第4条 業務の目的

本業務は、本プロジェクトに係る R/D (Record of Discussion) に基づく業務を実施  
することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成するものである。

### 第5条 業務の範囲

本業務は、発注者が2022年6月14日にMoFE及びGPMoFESCと締結したR/Dに基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 本プロジェクトの実施形態及び本業務の実施方法

本プロジェクトの計画策定にあたっては基本計画策定調査において新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地調査が行えなかったことから、本業務実施においては、詳細計画策定フェーズ（第一期：2022年10月～2023年6月）と本格実施フェーズ前期（第二期：2023年7月～2025年6月）、本格実施フェーズ後期（第三期：2025年7月～2027年10月）の3期に分けて実施する。

第一期においては、基本計画で定めた暫定的な活動計画や投入計画、指標等に基づきプロジェクトを実施しつつ、詳細計画策定調査<sup>1</sup>として、追加的調査（デモンストレーション活動（以下、「パイロット活動」という。））の詳細計画作りに必要な郡レベルの気象データや気候由来の自然災害データの収集等）を実施し、その結果を踏まえて作成する詳細計画について先方関係者と協議を行う。2023年6月に実施する予定のJCCにおいて詳細計画を承認することを想定しており、そのタイミングで必要に応じて活動内容（PDMやPlan of Operation（以下、「P/O」という。））や実施体制、投入計画等を見直すこととする。そのため、R/D等の修正に合わせて、本契約や特記仕様書の見直しが必要となることに留意すること。

加えて、下記（2）に記載するとおり、受注者はガンダキ州において、州及び地方自治体レベルで実施する計画の現場活動支援コンポーネントを担当することとなる。日常的な業務の実施にあたってはネパール側カウンターパート（C/P）、特にGPMoFESC及び同省所管のDivision Forest Office（DFO：森林管理事務所）及びSoil and Watershed Management Office（SWMO：土壌・流域管理事務所）と密にコミュニケーションを図った上で協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本方針とする。そのため、双方が参加する定期的な協議の場を設け、情報共有や進捗報告、計画や直面する課題等にかかる協議を積極的に行いつつ、業務に当たることとする。

### (2) 長期専門家との連携・棲み分け／役割分担

本プロジェクトは成果1.1及び1.2から成る「政策実施支援コンポーネント」と、成果2.1及び2.2から成る「現場活動支援コンポーネント」という2つのコンポーネントで構成されている。連邦レベルの「政策実施支援コンポーネント」（成果1.1及び1.2）は、本プロジェクトの投入として別途派遣しカトマンズ市に常駐する長期専門家が担当し、受注者はガンダキ州においてポカラ市を拠点に州及び地方自治体レベルでの「現場活動支援コンポーネント」を担当する（成果2.1及び2.2）。

但し、各コンポーネントは密接につながっていることに加え、能力強化関連活動は横断的なものとなるため、受注者は主体的に担当業務に取り組むだけでなく、長期専

---

<sup>1</sup> 詳細計画策定調査は、本プロジェクト開始後から2023年7月末を目途に実施することで相手国政府と合意している。

門家と密にコミュニケーションを図って相互に技術的インプットや情報共有等を行いつつ、各成果及びプロジェクト目標の達成に向けて連携してプロジェクト活動に取り組むことが求められる。

なお、現時点で発注者側が想定している活動レベルでの長期専門家と受注者との間の棲み分け／役割分担及び業務実施予定時期は下記表に示すとおり。但し、詳細計画策定調査結果を踏まえて PDM 記載の活動等が変わる可能性があるため、本格実施フェーズ前期の契約締結前に業務の見直しと併せて下記分担表を見直すこととする。

活動内容		実施予定時期	担当		
			長期専門家①	長期専門家②	業務実施契約
成果 1.1					
1.1.1	MoFE の気候変動及び森林・流域管理関連の既存政策・施策等をレビュー	第一期	○	-	△
1.1.2	取り組むべき政策・施策等のギャップの特定と優先順位付け	第二期 第三期	○	-	△
1.1.3	持続的森林管理を通じた気候変動適応策普及のための政策ツール案を作成	第二期 第三期	○	-	△
1.1.4	政策ツールの最終化に向けたマルチステークホルダーとのコンサルテーションを実施	第二期 第三期	○	-	-
1.1.5	政策ツールの実施状況にかかるモニタリング・評価の実施	第二期 第三期	○	-	-
1.1.6	必要に応じて、活動 1.1.5（及び活動 2.1.8）から得られるフィードバックを参考に、政策ツールを修正	第二期 第三期	○	-	△
1.1.7	持続的森林管理を通じた気候変動適応策に関連する新たな課題への取り組みを支援	全期	○	△	△
成果 1.2					
1.2.1	成果 1.1 の活動に携わる MoFE 等の政府職員を対象とする気候変動適応策普及にかかる各種研修計画を立案	全期	△	○	△
1.2.2	活動 1.2.1 で作成した計画に基づき、各種研修を実施	第二期 第三期	△	○	-
1.2.3	活動 1.2.2 で実施される研修のモニタリング・評価を実施	第二期 第三期	△	○	-
成果 2.1					
2.1.1	森林生態系を活用した気候変動適応策の現場デモンストレーション活動のサイト選定にかかる選定基準や手順等を検討・最終化	第一期	△	△	○
2.1.2	候補サイト及び対象コミュニティを選定	第一期	△	△	○
2.1.3	選定された候補サイトの現場視察及びコミュニティとの現場活動実施にかかるコンサルテーションを実施	第一期	-	△	○
2.1.4	GPMoFESC 及びその他地方自治体関係者とのコンサルテーションを通じ、現場レベルでの活動実施支援・調整メカニズムを構築	第一期	△	△	○

2.1.5	選定した対象サイトでベースライン調査を実施	第一期	-	△	○
2.1.6	コミュニティにおける森林生態系を活用した気候変動適応策の現場デモンストレーション活動の活動計画作りを支援	第一期	-	△	○
2.1.7	コミュニティにおける森林生態系を活用した気候変動適応策の現場デモンストレーション活動の活動実施を支援	第二期 第三期	-	△	○
2.1.8	コミュニティにおける森林生態系を活用した気候変動適応策の実践にかかるグッドプラクティスや教訓を取りまとめるため、活動のモニタリング・評価を実施	第二期 第三期	△	△	○
<b>成果 2.2</b>					
2.2.1	成果 2.1 に関わる GPMoFESC 等の政府職員を対象とする森林生態系を活用した気候変動適応策にかかる各種技術研修の計画を立案	全期	-	△	○
2.2.2	成果 2.1 に関わるコミュニティの住民（特に女性や低カースト層、先住民、貧困世帯）に対する各種実地研修の計画を立案	全期	-	△	○
2.2.3	活動 2.2.1 で作成した計画に基づき、現場デモンストレーション活動に参加する関連政府職員に対して各種技術研修を実施	第二期 第三期	-	△	○
2.2.4	活動 2.2.2 で作成した計画に基づき、対象地のコミュニティ住民を対象に、森林生態系を活用した気候変動適応策及び生計向上策の実践に必要な実地研修を実施	第二期 第三期	-	△	○
2.2.5	成果 2.2 で実施される各種研修のモニタリング・評価を実施	第二期 第三期	△	△	○

※長期専門家①:チーフアドバイザー/森林・気候変動政策。  
 長期専門家②:業務調整員/コミュニティにおける適応策/能力強化。  
 ○:主体となつて行う業務。  
 △:それぞれの専門分野から、成果の達成に貢献する業務。

なお、長期専門家との棲み分け／役割分担が明確でないために業務遂行に支障が発生する場合には、地球環境部及びネパール事務所を含む関係者間で協議の上、役割を確認・整理し、プロジェクト目標達成に向けて協力しながら実施していくこととする。加えて、本業務のより効果的・効率的な実施方策等は契約期間にわたって継続して検討し、長期専門家と連携して改善に向けた取り組みを実施すること。

### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトは基本計画策定調査での合意事項に基づく内容で実施するが、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、長期専門家と事前相談を行った上で適宜発注者に相談・提言を行うことが求められる。発注者は、これら相談・提

言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取れるよう対応する。

#### （４）技術移転におけるローカルリソースの活用と遠隔実施方法の検討

森林・流域管理及び気候変動に関連する地方行政機関や気候変動に脆弱なコミュニティの状況に明るく、ネパール語でのコミュニケーションが可能なローカルリソース（コンサルタントや NGO 等）を積極的に活用することを基本方針とする（現地再委託及び特殊傭人等）。パイロット活動はガンダキ州内 3 箇所で想定しているが、パイロット活動には各サイトの状況に精通した調整役のローカルコーディネーター/ファシリテーターや、受注者が現地不在時にも遠隔で指導しながら現地で技術支援を行う特殊傭人等の投入も検討すること（現地再委託業務については第 7 条（6）を参照）。なお、活用にあたっては、特に現地に精通している当機構ネパール事務所に相談すること。

加えて、新規感染症拡大や現地の治安情勢悪化の影響で現地渡航が困難となることも想定し、同ローカルリソースを活用した遠隔でのプロジェクト推進方法を予め検討し、対面以外での技術移転の方法も積極的に活用すること<sup>2</sup>。

#### （５）主体性とオーナーシップを念頭においたキャパシティ・アセスメントと能力強化

本プロジェクトで取り組む「持続的森林管理を通じた気候変動適応策」とは C/P（特に GPMoFESC）の所掌業務として日々取り組んでいる森林及び流域管理を通じた適応策の実践と普及を目指すものである。そのため、C/P の現場職員が適応策を普及する主体であると自覚し、オーナーシップを持って活動に取り組むことが肝要であることに加え、本プロジェクト終了後も C/P が組織的にこれらの活動を様々な動機（内発的・外発的）によって継続することが肝要である。これらを踏まえ、本プロジェクトにおいては、パイロットサイトのある地域を所管する現場事務所（GPMoFESC 傘下の DFO 及び SWMO）が通常業務の一環として、地方自治体等とも連携しつつ（特に予算面）、適応策を持続的に実践できるよう能力強化を図っていくことが求められる。そのため、受注者は詳細計画策定フェーズにおいて長期専門家が行う C/P（GPMoFESC 及びパイロットサイト所管の DFO と SWMO）及び連携先である地方自治体のキャパシティ・アセスメントに積極的に協力すること。

具体的には、長期専門家と連携して、現在の組織としてのキャパシティ（体制・制度面、財務面、設備・資機材面、関係機関との関係性、所掌業務の範囲と業務実施状況等）及び職員個人レベルのキャパシティ（知識・技術・経験、職務上の権限等）を把握すること。

---

<sup>2</sup> ローカルリソースの活用（現地再委託を除く）及び遠隔でのプロジェクト実施体制・方法について、プロポーザルで提案すること。その際、受注者が現地に不在の間、可能な範囲で長期専門家が受注者担当業務のフォローアップを行うことができるよう、長期専門家との連携による同ローカルリソースを活用した体制の構築も含め検討すること。

加えて、そのアセスメント分析結果に基づき、受注者は限られたプロジェクト期間の中で達成可能な能力強化の目標を設定し、その実現のための戦略的介入の検討を行うことが求められる<sup>3</sup>。

#### (6) 出口戦略を想定した普及モデルの検討

発注者は本プロジェクトの将来的な出口戦略として円借款や外部資金（緑の気候基金（GCF）等の気候資金）等を活用したパイロット活動の他地域への横展開の可能性を模索している。そのため、受注者は本業務を通じてネパール国森林・流域管理分野において C/P が普及・推進可能な実践的な適応策普及モデルの検討が求められる。同モデルの検討には、長期専門家と相談しつつ、JICA の過去の支援で構築・普及させた SABIHAA モデル<sup>4</sup>や他ドナー支援で進められてきた Local Adaptation Plan of Action (LAPA) や Community-based Adaptation (CAP) 等の参考事例の詳細分析を行い、連邦制度下で普及可能なモデルの詳細設計を行うこと（分析結果の取りまとめを含む）。なお、その検討の際には、C/P や関係機関があくまでも通常業務や既存制度・体制の延長線上で同モデルの普及業務が実施されるよう、関連機関の所掌・権限の範囲や通常業務の内容等を踏まえて検討・設計を行うよう留意すること。加えて、出口戦略の検討に際して求められる要件（With/Without 及び Before/After 比較における介入の定量的かつ定性的成果、ジェンダーや先住民・マイノリティ、環境影響などセーフガード関連配慮等）を念頭に置きつつ、ベースライン調査の設計及びパイロット活動詳細設計を実施することが求められる。

但し、出口戦略を念頭に置いた各取り組みを検討するものの、限られた本プロジェクト期間内に「森林生態系を活用した適応策」のデモンストレーション活動として期待されている成果を挙げることに、またその成果の持続性確保に向けた仕組み作り（C/P 機関や地方自治体の上位計画への適応策の統合等）にしっかりと取り組むことが求められる。あくまでも、そうして得られたナレッジ、グッドプラクティスや教訓に基づいてプロジェクト後半で普及モデルの詳細設計を行うこと。

#### (7) ジェンダー平等・社会包摂（Gender Equality and Social Inclusion : GESI）にかかる取り組み

ネパール政府は、GESI を通じた気候変動に対し強靱で持続的な国づくりを目指すビジョンのもと、「気候変動に関するジェンダー平等と社会的包摂戦略及びアクション

---

<sup>3</sup> 例えば、以下に挙げられるような取り組み案を踏まえ（但し、取り組みはこれらに縛られるものではない）、現時点で受注者が検討・実践可能な現場実施支援コンポーネントにおける能力強化の取り組みについてプロポーザルで提案すること（但し、実際の能力強化の設計はプロポーザルで提案する内容に縛られることなく、あくまでもアセスメント結果を踏まえて検討すること）。

- 進捗状況や活動成果の視覚化及びモニタリング支援を通じた業務改善支援
- 異なるタイプの研修を組み合わせた研修パッケージの検討
- 適応策普及にかかる C/P 職員のインセンティブ作りやモチベーション向上に向けた評価手法・体制の検討

<sup>4</sup> 1991年以降、長年わたって続けてきた森林・流域管理分野への支援中で構築したモデルで、流域管理事業の計画立案からモニタリング・フィードバックに至るまでの一連のサイクルを住民参加型で実践する参加型流域管理モデルのことを指す。

ンプラン」(Gender Equality and Social Inclusion and Climate Change Strategy and Action Plan (2020): GESI SAP)を策定している。その中で、気候変動に脆弱なコミュニティや女性等の気候変動対策に関する意思決定プロセスへのアクセス強化を通じた社会全体の適応能力の向上を目指している。また農村においても出稼ぎ等による人口流出で多くの男性が出払っており、農村に残っているのは高齢者や女性、低カースト層、先住民等となっている傾向が強い。そのような環境で適応策を推進するためにはGESIにかかる取り組みがより一層重要となっていることから、本プロジェクトの目的達成のため、GESI SAPに沿ったGESIにかかる活動を検討・実施することが求められる。

受注者は長期専門家及び発注者(ジェンダー平等・貧困削減推進室を含む)と実現可能な活動内容や実施方針・手法、優先度等につき提案・相談しつつ、GESIにかかる取り組みを積極的に実施していくこととする。なお、受注者は団員構成においてジェンダーバランスについて考慮するとともに、ジェンダー担当団員を中心に団員全員がGESIの視点をもって各専門分野において活動を計画・実施すること<sup>5</sup>。

なお、活動の対象者は年齢や性、社会階層／カースト、民族、障害の有無、教育レベル、家族・世帯形態などによって、置かれている状況や直面している課題、ニーズ、活動による影響が異なることから、同一社会グループ内の多様性に留意しつつ、GESIの視点に立った活動環境や基盤作り、アプローチ等の検討が求められる。それらを踏まえ、以下の点に留意すること(但し、これらに縛られるものではなく、現場の状況に合わせて積極的に検討・提案を行うこと)。

- ① 活動計画作りにおいて、一般的な男性よりも家事やケア労働、農作業等で多忙な女性や先住民、低カースト層、貧困層が参加しやすい時期や曜日、時間帯、場所等の設定。
- ② プロジェクトの介入による特定の性や社会グループへの労働や責任等の負担増加や、彼/彼女等が有する社会的規範や伝統・慣習等への影響の有無。
- ③ 特定の性や社会グループの識字率が低い場合、イラストや写真、動画等の視聴覚資料を使った研修や技術指導の実践や、読み書きができない人の参加状況のモニタリング及び参加率向上に向けたアプローチの検討。
- ④ 活動に関する意思決定プロセスにおける女性や先住民、低カースト層、貧困層等の参画方法の検討や、彼ら/彼女らが発現しやすく意見が聞き届けられる(意思決定に反映される)仕組みや環境づくり。
- ⑤ GESIに対する配慮や活動内容に対するマジョリティや主たる意思決定者、または意思決定に対する影響力を有する有力者の計画段階からの巻き込みとセンシタイゼーション研修等を通じた理解促進。
- ⑥ 計画段階で想定されていなかった正負の影響のモニタリング及び対応策の検討(例えば、正の影響としては女性の自然環境保全意識が向上することによって、家庭内全体での意識が強まったが、一方で負の影響として女性の自然環境保全活動などへの参加によって、女性が家を留守にすることを望まない男性からの家庭内暴力が増加した等)

---

<sup>5</sup> 具体的な団内のGESIにかかる体制やアプローチ、戦略等についてプロポーザルにて提案すること。

## (8) 他ドナー及び民間企業との調整・連携

ネパール国森林・流域管理分野及び気候変動分野には世界銀行や国連食糧農業機関 (FAO)、国際自然保護連合 (IUCN)、国連環境計画 (UNEP)、国連開発計画 (UNDP)、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) 等多様なドナー機関がプロジェクトを実施してきている。こうした状況を踏まえ、受注者は長期専門家と連携して、類似案件を実施するドナーと積極的に情報共有や意見交換を行い、支援の重複を避けるとともに、補完的に相乗効果が期待できるよう調整を図ること。

また、持続的森林管理の実現に向けて、森林資源の持続的な利活用の検討が必要である。そのため、再委託など現地リソースを活用して、ガンダキ州内及び州外近隣都市の合板製造業者や家具流通・販売業者など、林産物を取り扱う民間企業との連携実現に向けた取り組みも積極的に行うこととする。

## (9) 広報活動

本プロジェクトの成果・効果を最大限に高めるとともに、その意義、活動内容及びその成果がネパール国及び我が国の各国民に正しく広く理解されるよう、「JICA 自然環境保全分野の広報ガイドライン」(配付資料)に沿った効果的な広報活動を行うこと。同広報活動としては、ウェブサイト、またはフェイスブックやツイッター、YouTube などの各種メディアを活用してのネパール語・英語・日本語の各言語で国内外に幅広く発信を行うことを想定している。受注者は広報できる活動やイベント等につき情報を取りまとめ、長期専門家に提供することが求められる(発注者の事前内容確認等のため)。また、ワークショップ等のイベント実施の際には、長期専門家と協力して現地の新聞社、テレビ局などのマスメディアなどにもアプローチし、積極的に広報することも求められる。

なお、一般市民に対しての効果的な広報を行うため、長期専門家と協力して本プロジェクトのシンプルかつ明確なコンセプトやキャッチコピー等を検討することに加えて、具体的な活動内容や成果が視覚的にわかるような PR ビデオや写真集の制作も検討すること。

## 第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下の通りである。受注者はこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案する。

### (1) 業務全体に関する事項：報告書等

報告書等のとりまとめについては「第8条 報告書等」に定めるとおりとし、発注者に提出する。受注者は、業務計画書及びワークプランを各契約期の契約締結後に定められた指定期限内に、業務進捗報告書を部分払いを求める際に、またプロジェクト業務完了報告書を各契約期が終了する前の指定期限内に、それぞれ提出する。

#### ① 業務計画書及びワークプランの作成

第一期においては、署名済 R/D および M/M を踏まえつつ、関連資料・情報を収集・分析を行った上で、受注者が担当する部分にかかるプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、業務計画書(案)及びワークプラン(案)を作成する。作成した業務計画書/ワークプラン(案)の内容について発注者に説

明し、意見交換を行う。受領するコメントや指摘事項を踏まえて業務計画書/ワークプラン（第一期）の最終化を行って、発注者に正式提出する。また、現地派遣後、長期専門家と相談・調整の上で現地にて C/P 機関に対してワークプランを説明し、承認を得る。

第二期契約締結後すぐに提出が求められる業務計画書/ワークプラン（第二期）では、第一期終了時に取りまとめるプロジェクト業務完了報告書（第一期）で記載した詳細計画策定フェーズの進捗及び成果を踏まえ、パイロット活動の目的や解決すべき課題を明らかにしつつ、選定するパイロットサイトやベースライン調査結果概要、パイロット活動詳細設計（詳細活動スコープ、モダリティ、実施スケジュール、活動費概算、成果及び指標等）及びその実施方針・方法や業務工程計画、出口戦略の実現に向けたアクションプラン等について取りまとめ、それらによって発生する業務計画書/ワークプラン（第一期）からの変更点について整理する（なお、本プロジェクト終了後の後継支援に関連する内容についてはワークプランには含まない）。取りまとめた内容については発注者に対し事前説明し、承認を受けた上で、JCC の場で C/P 機関に対して説明し、承認を得る。

業務計画書/ワークプラン（第三期）では同じくプロジェクト業務完了報告書（第二期）で整理する第二期の活動成果と課題、それに伴って発生する事業計画の見直しや、事業終了に向けたアクションプラン案、検討中の普及モデル案や後継支援にかかる構想等の提案事項も含めて取りまとめ、業務計画書/ワークプラン（第二期）からの変更点について整理する（なお、後継支援にかかる内容についてはワークプランに含まないこと）。また第二期同様に取りまとめた内容については発注者による事前確認を受けた上で JCC の場で C/P 機関に対してワークプランを説明し、承認を得る。

## ② プロジェクト業務完了報告書の作成

第一期及び第二期の終了 1.5 ヶ月前までに、各期の業務開始から当該時期までの活動状況を、長期専門家と相談の上でプロジェクト業務完了報告書（案）として取りまとめる。プロジェクト業務完了報告書（第一期）では、業務計画書/ワークプラン（第一期）に基づいて実施された詳細計画策定フェーズの進捗及び成果を踏まえ、パイロット活動の目的や背景課題、パイロットサイト選定結果、ベースライン調査結果概要、パイロット活動詳細設計、ジェンダーアクションプラン等について記載し、詳細計画策定フェーズの結果を受けて第二期で見直しが必要な事業計画や本業務内容（特記仕様書）の変更点を整理する。取りまとめた報告書は C/P 機関と協議・合意した上で最終化し、発注者に提出する。

また第二期のプロジェクト業務完了報告書では、本格実施フェーズ前期における進捗状況と活動成果、モニタリング状況、直面する課題、第三期で見直しが必要となる事業計画及び本業務内容の変更点、事業終了に向けたアクションプラン案、普及モデルの検討状況及び後継支援にかかる構想等について記載する。報告書案は第一期同様に C/P 機関と協議・合意した上で最終化し、発注者に提出する。

第三期の終了 3 ヶ月までに、全業務期間を通しての目標・成果・活動の達成状況、成果の持続的確保に向けた取り組み状況、C/P 職員の能力改善状況を含む「プロジェクト業務完了報告書（案）」を作成する。その際、長期専門家が取りまとめる Project Completion Report (PCR) と一体的に作成する等、プロジェクト成

果の効率的かつ効果的な取りまとめ方法につき、事前に長期専門家及び発注者と相談の上で作業に当たる。また報告書（案）は発注者に提出し、内容の承諾を得た上で、C/P 機関と協議・合意の上で最終化し、最終報告書を発注者に提出する。

## （２）詳細計画策定や事業事前評価表（案）作りへの協力及び柔軟な対応

第一期の詳細計画策定フェーズにおいて、PDM・POですでに合意されている活動（パイロットサイト選定やベースライン調査等）の実施と並行して、現地において長期専門家と共に協力して追加情報の収集・分析やパイロット活動の詳細設計、C/P（特に州・地方自治体レベル）のキャパシティ・アセスメント、ジェンダーアクションプラン策定等を行い、2023年7月までに発注者が取りまとめる詳細計画策定（変更R/D案含）に協力する。加えて、基本計画策定調査報告書（案）を参考に、DAC評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。

なお、第一期活動中であっても詳細計画策定にかかるC/P機関等との協議の結果、本業務内容の一部に変更が生じる可能性がある。その場合は、発注者と協議を行って迅速に契約変更を行う等、滞りなく業務遂行ができるように柔軟な対応が必要となる点に留意すること。

## （３）JCCに関する支援

JCCはプロジェクトの方針・進捗・報告等を行う場であり、ネパール年度に合わせて少なくとも年に1回程度開催し（毎年6月頃を想定）、活動成果の報告や直面する課題と対処方針案、次年度／次期の活動方針・計画案等について説明し、関係者の了承を得る（開催の頻度は長期専門家と相談の上で決定）。また、PDMの指標、活動、POの実実施スケジュールを決定・変更する際にも開催する。なお、JCCの運営管理は、日本側では主に長期専門家が担うが、必要書類やロジ関連の準備や当日の参加等、受注者も極力協力すること。

## （４）モニタリング

本プロジェクトにおいては発注者が定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」（配付資料）に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。そのため受注者は所定のモニタリングシートにて、長期専門家と連携・協力してC/Pとともにモニタリングを行う。モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要因を含み、これら業務をC/Pと共同で確認・記録すること。外部条件を含めたリスクのモニタリングにも留意すること。

また受注者はR/D及び業務計画書等をもとに、長期専門家が主体で進める6ヶ月毎のモニタリングシート作成に協力を行う。特に第6条（２）に記載のある分担表で「主体となって行う業務」となっている活動についてC/Pと共同で進捗状況等につき詳細を取りまとめ、長期専門家に事前に共有すること。

なお、最終のモニタリングシートはPCRとして、遅くともプロジェクト終了3ヶ月前に長期専門家が主導してC/Pと共同でドラフトを作成し、発注者に提出すること

となっているため、受注者も各担当分野・活動における成果を取りまとめて長期専門家及び C/P に共有する等、PCR 作成に協力すること。また、長期専門家及び C/P と PCR 作成スケジュールや構成、記載内容等につき事前に相談し、作業を進めること（特に PCR と受注者が作成する必要のある「プロジェクト業務完了報告書」の一体的な作成の進め方について十分に打合せを行うこと）。なお、PCR ドラフトは発注者の確認を経て修正をかけ、JCC にて最終化する。

#### （５）機材調達にかかる業務

本プロジェクトでは下記に記載の機材を本契約に含めて調達することを想定している。受注者はまず詳細計画策定フェーズ（第一期）において、基本計画策定時に検討した下記機材の必要性及び妥当性を再検証すると共に、活動実施に必要不可欠なその他追加機材について長期専門家及び C/P と十分に協議を行って、発注者に相談する。その上で、本契約で調達する機材を確定させ、その仕様を検討すること。なお、調達・管理にあたっては、JICA「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り、適切な機材調達及び管理を行う。

- ドローン
- GPS タブレット端末

加えて、第二期・第三期においても業務に必要な追加機材が生じた場合は、受注者は発注者と協議の上で具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更の上、上記ガイドラインに基づき、機材を調達する。機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものか十分に確認する。

#### （６）現地再委託

以下の項目については、必要であれば、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地コンサルタントや NGO 等に再委託して実施することを認める。

- ベースライン調査業務
- 社会・ジェンダー分析業務
- 林産物マーケティング調査・バリューチェーン分析業務

但し、現時点では業務範囲、評価項目、調達方式等を特定することが困難であるため、詳細計画策定フェーズ（第 1 期）が始まり次第、現地の状況に精通するネパール事務所に相談して助言を得つつ、追加の再委託業務の有無も含め長期専門家及び発注者に提案し、詳細 TOR を確定させた上で調達を行うこととする。

なお、現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

#### （７）ジェンダー主流化及び GESI にかかる業務

第 6 条（７）で記載した通り、本プロジェクトの目的を達成するための 1 つのアプローチとして、ジェンダー主流化・GESI に向けた取り組みを検討・実践する。具体

的な活動検討にあたっては、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【自然環境保全】」を参考に、長期専門家や発注者と相談しつつ、C/P（特に女性や先住民、低コスト出身の職員）を可能な限り巻き込みながら詳細計画策定フェーズ（第一期）において、以下の業務に取り組む。なお、①～④については当機構ジェンダー平等・貧困削減推進室に相談し、助言等のサポートを得ながら進めること。

- ① 社会・ジェンダー分析の実施（GESI 関連政策及び政策実施状況、GESI にかかる組織体制、性別基本情報、森林・流域管理における性別役割分担、性別気候変動影響、性別ニーズ等についての確認等）
- ② ジェンダー主流化・GESI 活動・計画の策定（女性や女兒の可能性を強化するための取組（Agency）、社会や人々の意識や行動変容に向けた取組（Relations）、政策制度の整備や組織体制の変革に向けた取組（Structure and systems）の3つの側面から見た活動計画策定）
- ③ ジェンダー主流化・GESI 指標の設定（期待される成果・変化を測る定量・定性指標の設定）
- ④ ジェンダーアクションプラン（案）の取りまとめ
- ⑤ 活動や指標の現行 PDM への落とし込み（改訂 PDM（案）作成）

加えて、詳細計画策定フェーズ最後に開催される JCC で承認された活動及び指標に基づいて、本格実施フェーズ（第二期及び第三期）においては以下の業務に取り組む。

- ⑥ GESI の視点に立った活動計画実施
- ⑦ 成果・インパクトの発現状況のモニタリング（With/Without 比較等）

なお、モニタリング結果は月報やモニタリングシート、JCC 等を通じ C/P や発注者に定期的に共有すること。

## （8）成果毎の活動

第6条（2）に基づき長期専門家と連携・役割分担しつつ、期待される成果に資する各活動を C/P 及びパイロットサイトの地域住民に対して実施する。

### 【成果 1.1】

- ① 受注者の各団員が担当業務の遂行にあたって収集・整理する情報を踏まえ、長期専門家が進める政策ツール策定に技術的インプットを行う。
- ② 長期専門家が進める活動 1.1.6 に対し、活動 2.1.8 で実施するパイロット活動関連のグッドプラクティスや教訓抽出結果を踏まえてインプットを行う。

### 【成果 1.2】

- ① 受注者の各団員が担当業務の遂行にあたって収集・整理する技術的な情報や、成果 2.1 に係る活動の中で行うパイロット活動の内容及び成果 2.2 にかかる研修の内容等を踏まえ、長期専門家が進める能力強化研修の設計や実施、モニタリング・評価に技術的インプットを行う。

### 【成果 2.1】

- ① 詳細計画策定調査の一環として、基本計画策定結果の内容を踏まえ、追加的調査を計画・実施し、以下について情報収集・分析を行う。C/P と協議を行って最終化し、合意する。
- ア) GPMoFESC とその傘下にある現場事務所（DFO 及び SWMO）、及び地方自治体のキャパシティ・アセスメント
  - イ) DFO 及び SWMO の所掌業務に基づくパイロット活動の詳細設計（実施方針やコンセプト、詳細活動スコープ、介入アプローチ、実施スケジュール、運用・効果指標等）
  - ウ) 森林・流域管理分野における適応策の実践に必要な行政内の体制整備と予算割当に向けた組織内調整及び体制整備（MoFE、GPMoFESC、DFO、SWMO、地方自治体等。④参照）
  - エ) GPMoFESC が示した重点エリアの地方レベルの気象・水文データや災害データ、地層・土壌データ、植生データ、社会経済データ等、②～⑥の活動に必要なデータの収集・整理
- ② パイロット活動はガンダキ州内の3サイトでの実施を想定しているが、パイロットサイトの選定にあたっては、まず準備業務として、他ドナー支援事業の選定基準等を参考に、パイロットサイト選定基準や手順、選定時留意事項等を整理・検討し、選定に必要なデータや情報を準備する。選定するサイトとしては、C/P がすでに示している重点サブ流域内にある小規模流域（マイクロ・ウォーターシェッド）レベルを想定している。また、選定自体は最終化した選定基準等に基づいて C/P が自らの判断で候補となる対象小規模流域及び同域内の対象コミュニティの選定を行うよう支援する。
- ③ 上記①で合意した「パイロット活動詳細設計」及び暫定的な成果 2.1 の指標である「ポテンシャルのある持続的森林管理を通じた気候変化適応策がリストアップされる（成果指標 2.1.1）」を念頭に、選定した小規模流域の現場視察を C/P と共に行いつつ、対象コミュニティとのコンサルテーションを実施する。コンサルテーションの結果は、住民が示した気候リスク及び同リスクに対して関心示した適応策オプションのリストを含めて概要報告書という形で取りまとめる。
- 加えて、住民にとっての適応策実践へのインセンティブかつ住民の生活のレジリエンス強化のため、また同時に持続的森林管理を実践するため、a)住民が管理する森林地の資源（木材林産物・非木材林産物）の持続的利活用を通じた生計向上、b)住民の休耕地（私有地）の活用したアグロフォレストリーによる生計向上活動等についても検討を行う。同現場視察及びコミュニティ・コンサルテーションの段階で、⑥で詳細検討する生計向上活動のオプションにかかるヒアリングを併せて行い、住民が栽培に関心を持っており、かつ一定程度の市場価値を認識している林産物及び果樹等を確認し、視察後にマーケット調査及びバリューチェーン分析を実施し、報告書として取りまとめる。
- ④ パイロット活動を円滑に実施するための行政内支援体制として、C/P 及び選定したパイロットサイトのある地方自治体とのコンサルテーションを通じて、地方自治体レベルにある既存の行政組織／プラットフォームを活用しながらステークホルダー間の調整メカニズムを構築する。なお、パイロット活動と

して森林利用グループ（Community Forestry Users Group: CFUG）の管理計画（Operation Plan : OP）に適応策を導入することを想定しているほか、持続的な予算割当を得るために DFO や SWMO の上位管理計画や地方自治体の開発計画に紐づけることを想定している。各調査結果に基づき C/P や長期専門家と相談し、これらを念頭に置いたメカニズムを検討する。

- ⑤ パイロットサイトで実施するベースライン調査では、プロジェクト介入前後で気候変動に対する脆弱性やレジリエンスがどのように変化したのか等、定量的・定性的な指標に基づいて成果を測定できるよう、C/P と協議しつつ調査を設計・実施する。その際には、出口戦略の一つとして想定している気候資金の成果測定にかかる方法論やフレームワーク等も参照する。加えて、本ベースライン調査の一環として「社会・ジェンダー分析（性別基礎情報、固定的性別役割分担、政策・制度、組織体制、ステークホルダー、女性の参画と意思決定プロセス等にかかる分析）」を実施し、分析結果を取りまとめるとともに、具体的な活動や指標を検討し、ジェンダーアクションプラン案（各活動におけるジェンダー主流化の取り組み、実施主体・責任者、指標と測定方法等）を策定する。
- ⑥ 持続的森林管理（森林資源の利活用を含む）への取り組みを通じた「森林生態系を活用した適応策」デモンストレーション活動の活動計画作りでは、事前に C/P と協議をして決めた方針やアプローチ等に基づき、CFUG 等を対象に住民参加型で C/P と協力して実施する。その際、OP を更新する形でデモンストレーション活動を入れ込み、コミュニティの承認を経て OP を最終化し、DFO による正式承認を受ける。また活動計画作りにおいては、上述のとおり生計向上活動の検討も併せて一体的に行う。なお、パイロット活動の詳細計画は事業開始後の詳細計画策定フェーズで検討されるが、現時点で想定しているスコープは予算枠の中で実践可能な森林火災対策や小規模土壌流出防止対策、アグロフォレストリー等を想定している。
- ⑦ 上記①～⑥において実施された詳細計画策定調査の結果を取りまとめ、長期専門家と連携して PDM や PO 等に反映し、R/D 改定案を作成する。加えて、発注者が進める本プロジェクトの事前評価表案の作成にも協力する。なお、PDM 及び PO の改訂にあたっては、具体的な活動毎でサブコンポーネントを組むといった工夫をし、成果が活動のタイプ毎でもモニタリングでき、対外的に説明しやすくすること。
- ⑧ 本格実施フェーズ（契約第二期・第三期）において、CFUG が DFO や SWMO の指導の下で、もしくは DFO や SWMO が CFUG や地域住民を動員して、上記⑥で策定する活動計画に基づき活動が実施できるよう支援をする（活動 2.1.7）。加えて、DFO や SWMO を含む C/P が実施状況をモニタリングし、活動成果を定期的に定量的かつ定性的に評価（中間・終了時）できるよう支援（制度設計や体制作り等含）を行う。なお、事前に C/P とモニタリング計画や評価項目等を検討・合意し、合意事項に基づいてモニタリング・評価を行う。
- ⑨ 活動実施と平行して、持続的な予算割当の可能性を高めるため、④で構築するメカニズムを活用し、承認を受けた OP 記載の適応策を DFO や SWMO の上位管理計画（所管地域森林／流域管理計画等）及び地方自治体の開発計画

等にも明確に位置づけられるよう働きかける（更新のタイミングで位置づける、もしくは早期更新の可能性を模索する）。加えて、既存の連邦政府からの予算割当の外で資金調達するメカニズムの検討を行う。

- ⑩ 本格実施フェーズにおいて、パイロット活動を通じて得られるグッドプラクティスや教訓の抽出を行い（活動 2.1.8）、長期専門家が進める政策ツール等の改善にむけた提言・インプットをまとめる。加えて、同活動の一環として、抽出に向けた活動結果の分析を通じ、C/P の所掌業務の中で実践可能な森林・流域管理分野における適応策普及モデルの検討を行う。

## 【成果 2.2】

- ① 各種研修の計画作りにあたっては、成果 2.1 にかかる活動が C/P（DFO 及び SWMO）と地域住民（CFUG 等）によって実施できるように、活動実施主体の立場に立った研修パッケージを計画する。その際、第 6 条（5）「主体性とオーナーシップを念頭においた能力強化」及び（7）「ジェンダー主流化及び GESI にかかる業務」等の実施方針を踏まえつつ、現実的かつ実践的な研修内容になるよう検討する。また計画の立案にあたっては、州森林研究・研修センター（Provincial Forest Research and Training Center: PFRTC）と密にコンサルテーションを図りながら対応する。また適宜、外部の研修機関や関連他ドナー支援事業と連携しての実施についても可能性を模索すること。
- ② 研修の実施にあたってはジェンダーアクションプランに基づいて参加者数を男女別で確認すると共に、「C/P 機関所属職員」と「パイロットサイトの地域住民」に分けて研修を受けた人数をそれぞれ確認し、毎月月報で報告する（各カテゴリ別に月の研修受講者数と累計受講者数を記載）。なお、下記③で実施するモニタリング結果を踏まえ、研修の質の向上や参加率向上に向けた工夫を継続的に検討する。また上記①で連携した PFRTC 等と協力して実施の可能性も模索する。
- ③ 実施する研修のモニタリング・評価にあたっては、長期専門家及び PFRTC 等と協力して策定するモニタリング計画や評価項目等に基づいて行う。評価項目／指標は定性的なものだけでなく定量的なものも検討しつつ、また成果目標とし設定されている目標を定性的・定量的に図る工夫も行うこと。なお、研修評価結果報告書で抽出される課題や改善案を踏まえ、①の研修計画を見直す。

## 第 8 条 報告書等

### （1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。各期の最終成果品はプロジェクト業務完了報告書とし、その提出期限はそれぞれの履行期間の末日とする。第三期プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は電子データでの提出を基本とする。なお、報告書等の印刷、電子化（C D-R）の仕様等については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年 1 月）」

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf)）を参照すること。

	報告書名	提出時期	部数
第一期	業務計画書（第一期：詳細計画策定フェーズ）	第一期契約締結後10営業日以内	和文：電子データ
	ワークプラン（第一期：詳細計画策定フェーズ）	業務開始から1ヵ月以内	英文：電子データ
	第一期プロジェクト業務完了報告書	第一期終了の1.5ヵ月前	和文：電子データ 英文：電子データ
第二期	業務計画書（第二期：本格実施フェーズ前期）	第二期契約締結後10営業日以内	和文：電子データ
	ワークプラン（第二期：本格実施フェーズ前期）	業務開始から2ヵ月以内	英文：電子データ
	業務進捗報告書（第二期）	部分払が必要な時	和文：電子データ
	第二期プロジェクト業務完了報告書	第二期終了の1.5ヵ月前	和文：電子データ 英文：電子データ
第三期	業務計画書（第三期：本格実施フェーズ後期）	第三期契約締結後10営業日以内	和文：電子データ
	ワークプラン（第三期：本格実施フェーズ後期）	業務開始から2ヵ月以内	英文：電子データ
	業務進捗報告書（第三期）	部分払が必要な時	和文：電子データ
	プロジェクト業務完了報告書（案）	業務終了の3ヵ月前	和文：電子データ 英文：電子データ
	プロジェクト業務完了報告書	契約履行期限末日まで	和文製本：3部 和文CDR：3部 英文製本：6部 英文簡易：8部 和文CDR：14部
その他	モニタリングシート ※長期専門家が作成するが、担当部分に関する作成支援を行うこと	半年ごと	
	事業完了報告書／Project Completion Report ※長期専門家が作成するが、担当部分に関する作成支援を行うこと	プロジェクト終了前（ドラフトは終了3ヵ月前）	
	広報関連資料	適宜	

なお、各報告書記載項目（案）は発注者と受注者で都度協議・確認する。

## （2）技術協力作成資料等

詳細計画策定フェーズ（第一期）において受注者が直接もしくは C/P を支援する形で作成される想定以下の資料の英語版をモニタリングシートや業務完了報告書等に添付して発注者及び C/P に提出する。なお、本格実施フェーズ（第二期・第三期）については、契約締結前に作成・提出を求める資料を発注者及び長期専門家と協議の上で確定する。

### ① ベースライン調査報告書

- ② キャパシティ・アセスメント報告書
- ③ 林産物マーケティング調査・バリューチェーン分析報告書
- ④ 社会・ジェンダー分析結果報告書
- ⑤ ジェンダーアクションプラン
- ⑥ コミュニティ・コンサルテーション結果概要報告書
- ⑦ コミュニティレベルでの森林生態系を活用した適応策デモンストレーション活動（パイロット活動）実施計画
- ⑧ 適応策実践から得られたグッドプラクティス及び教訓集

### （３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ Work Breakdown Structure (WBS)
- ④ 業務フローチャート
- ⑤ 貸与物品リスト

### （４）地図データ

本業務において作成した地図に関するデータは、①地図データとしてPDF形式で、②ベクターデータはSHP形式で、③ラスターデータはGeoTIFF形式で、CDRにて提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを月報に合わせて提出する。

### （５）収集資料

本案件を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、収集資料リストを付した上で、各期終了後、発注者に提出する。なお、提出すべき収集資料・データについては、発注者と受注者で協議の上決定する。

### （６）報告書作成に当たっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記載し、必要に応じ図や表を活用すること。
- ② 英文等の外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分にを行い、専門用語も含めて適切、かつ読みやすいものとする。

- ③ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ④ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と適合性を確保すること。
- ⑤ 通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ⑥ 略語表を目次の次のページに記載すること。
- ⑦ 報告書が主報告書と資料集と分冊方式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

別紙 1 : プロポーザルにて提案を求める事項

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	長期専門家との連携による現地ローカルリソースを活用した遠隔でのプロジェクト実施体制・方法	第6条 実施方針及び留意事項 (4) 技術移転におけるローカルリソースの活用と遠隔実施方法の検討 (P14-15)
2	現場実施支援コンポーネントにおける能力強化にかかる戦略案	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 主体性とオーナーシップを念頭においたキャパシティ・アセスメントと能力強化 (P15)
3	具体的な GESI にかかる業務実施体制やアプローチ、戦略等	第6条 実施方針及び留意事項 (7) ジェンダー平等・社会包摂にかかる取り組み (P16)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：南アジア地域及び全途上国での森林・流域管理及び気候変動適応策関連

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／持続的森林管理／森林火災

➤ 社会林業／アグロフォレストリー／林産物加工・流通・マーケティング

➤ 気候変動適応策／気候変動リスク予測／気候資金メカニズム

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25.25 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／持続的森林管理／森林火災）】

- ① 類似業務経験の分野：持続的森林管理及び森林火災にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：南アジア地域及び全途上国（ネパールの経験がある  
とより望ましい）
- ③ 語学能力：英語（ネパール語ができるとなおよい）
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 社会林業／アグロフォレストリー／林産物加工・流通・マーケティング】

- ① 類似業務経験の分野：社会林業、アグロフォレストリー、林産物マーケティングにかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：南アジア地域及び全途上国（ネパールの経験がある  
とより望ましい）
- ③ 語学能力：英語（ネパール語ができるとなおよい）

【業務従事者：担当分野 気候変動適応策／気候変動リスク予測／気候資金メカニズム】

- ① 類似業務経験の分野：気候変動適応策にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価なし
- ③ 語学能力：評価なし

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2022年10月に開始し、約60ヶ月後の終了を目処とする。本プロジェクトは2フェーズに分けて実施する案件であるが、後半のフェーズをさらに2期に分けることとし、本契約は詳細計画策定フェーズ（第一期：2022年10月～2023年6月）と本格実施フェーズ前期（第二期：2023年7月～2025年6月）、本格実施フェーズ後期（第三期：2025年7月～2027年10月）の3期に分けて実施する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 42.00 人月（現地：40.00人月、国内2.00人月）

うち、詳細計画策定フェーズ（第一期）については少なくとも現地業務量の約16～17%程度は割り当てることを想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える投入量を提案してください。

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／持続的森林管理／森林火災（2号）

- ② 社会林業／アグロフォレストリー／林産物加工・流通・マーケティング  
（3号）
- ③ 気候変動適応策／気候変動リスク予測／気候資金メカニズム（3号）
- ④ 統合型流域管理／水土保全
- ⑤ リモートセンシング／GIS／空間解析
- ⑥ ジェンダー／社会包摂／セーフガード

3) 渡航回数の目途 全81回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、必要であれば、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査業務
- 社会・ジェンダー分析業務
- 林産物マーケティング調査・バリューチェーン分析業務

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- Record of Discussions（写）（2022年6月14日）
- 案件概要表
- 技術協力等モニタリング執務要領
- 「JICA 自然環境保全分野の広報ガイドライン」
- 「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【自然環境保全】」

#### 2) 公開資料

- 「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」  
([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ\\_201706\\_guide\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf))
- 「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」  
([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent\\_201704\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201704_guide.pdf))
- 「キャパシティ・ディベロップメントに関する事例分析 ネパール森林分野協力の経験分析」 ([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/pdf/200603\\_aid02.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/pdf/200603_aid02.pdf))

#### 3) 貸与資料

- ネパール国「森林保全を通じた気候変動適応策プロジェクト」基本計画策定調査報告書（案）（貸与を希望する場合、地球環境部森林・自然環境グループ ([gegdn@jica.go.jp](mailto:gegdn@jica.go.jp)) までお問い合わせください。

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	執務スペース	有
3	家具（机・椅子・棚等）	有
4	事務機器（コピー機等）	無
5	インターネット/Wifi	有
6	GISデータ	有

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別紙3「プレゼンテーション実施要領」により業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、実施要領を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
  - 機材購入費（下記（3）1）の定額）
  - 現地再委託経費（下記（3）2）の定額）
  - パイロット活動費（下記（3）3）の定額）

#### （3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 機材購入費： 2,000千円（第2章第7条（5）参照）

- 2) 現地再委託経費： 5,000 千円（第2章第7条（6）参照）
- 3) パイロット活動費： 15,000 千円（5,000 千円/サイト×3 サイト）（第2章第7条（8）⑥及び⑧参照。なお、これはパイロット活動のうち、森林火災対策や小規模土壌流出防止対策、アグロフォレストリー等の活動を実施するために必要な資機材調達費や研修関連費等であり、業務従事者や特殊傭人等の人件費は定額には含めない）

（4）外貨交換レートについて

当機構ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

## 5. その他留意事項

### （1）安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。現地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意すること。

### （2）不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または発注者担当者に速やかに相談するものとする。

### （3）複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

別紙 2：プロポーザル評価配点表

別紙 3：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(40)</b>	
	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／持続的森林管理／森林火災	(16)	(7)
ア) 類似業務の経験	6	3
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	2	1
エ) 業務主任者等としての経験	2	1
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／○○○○	(—)	(7)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	1
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(4)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4	4
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力： 社会林業／アグロフォレストリー／林産物加工・流通・マーケティング	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力： 気候変動適応策／気候変動リスク予測／気候資金	<b>(8)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 上記4.（3）日程参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上